

法定外道路等の事務取扱指針

(目的)

第1条 法定外道路等の適正な管理及び運用を図り、迅速な市民対応を図ることを目的とする。

(対象となる財産)

第2条 この指針に規定する対象となる法定外道路等は、次のとおりとする。

- (1) 道路法に基づく道路の「区域の決定等」をしていない行政財産
- (2) 道路法に基づき路線の全部又は一部を廃止した普通財産

(維持管理及び運用)

第3条 法定外道路等に係る事務は、建設緑政局と区役所とが、権限と責任を分担するものとする。

- 2 前項に係る事務のうち、維持管理及び運用等については、「認定道路に係る事務分担の取扱」を準用するものとする。

(委任)

第4条 この指針の運用に関する必要な事項については、建設緑政局長が別に定める。

(その他)

第5条 この指針に記載のないもの若しくは管理及び運用に疑義が生じた場合は、建設緑政局と区役所とで協議するものとする。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。